

薬生食輸発0528第1号  
令和元年5月28日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成31年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(ベトナム産きだちとうがらしのトリシクラゾール及びヘキサコナゾール並びにペルー産キノアのメタミドホス)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第4号(最終改正:令和元年5月20日付け薬生食輸発0520第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、ベトナム産きだちとうがらしの輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法第11条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、ベトナム産きだちとうがらしのトリシクラゾール及びヘキサコナゾールに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

なお、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、ペルー産キノアのメタミドホスについては別表第2及び別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくをお願いする。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和元年 5月28日	ベトナム	きだちとうがらし 及びその加工品(簡 易な加工に限る。)	残留農薬 (トリシクラゾール)	LONG UYEN COMPANY LIMITED
			残留農薬 (ヘキサコナゾール)	LONG UYEN COMPANY LIMITED